

議員提出議案第 13 号

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出
します。

令和7年(2025年)3月27日

提出者	八王子市議会議員	西室真希
賛成者	八王子市議会議員	古里幸太郎
	同	九鬼ともみ
	同	立川寛之
	同	金子亜希子
	同	小林秀司
	同	市川克宏
	同	吉本孝良
	同	久保井博美
	同	五間浩
	同	小林裕恵
	同	石井宏和

八王子市議会議長

鈴木玲央 殿

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

（一部抜粋）

改正後	改正前
<p>（議員報酬）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市議会議員が議員報酬の支給日後に<u>死亡</u>したときは、当該月の末日までの議員報酬を支給する。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他</u>の交通費、<u>宿泊手当</u>、<u>宿泊費</u>及び<u>包括宿泊費</u>とし、その額は市長相当額とする。</p>	<p>（議員報酬）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市議会議員が議員報酬の支給日後に<u>その職を離れ</u>たときは、当該月の末日までの議員報酬を支給する。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>、<u>日当</u>、<u>宿泊料</u>及び<u>食卓料</u>とし、その額は市長相当額とする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

(議員報酬)

本市議会では、議員報酬の支給にあたり、支給日後に議員の職を離れた場合、当該月の末日までの議員報酬を支給するとしている。議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、死亡を理由に職を離れた場合を除き、日割りにより算出した額を支給することとするため、八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正を提案する。

(費用弁償)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号。以下「改正法」という。）により、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）が改正された。旅費の額及びその支給方法については、八王子市職員に対して支給する旅費の例によるとしているため、「八王子市職員用の旅費に関する条例」の一部改正に合わせ八王子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正を提案する。